
平成26年 第3回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成26年 9月25日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

平成26年 9月25日 午前10時00分開議

- 日程第 1 決 議 案 堀田英雄議長に対する不信任決議
第 1 号
(日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 認 定 第 1 号 平成25年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認 定 第 2 号 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認 定 第 3 号 平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認 定 第 4 号 平成25年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認 定 第 5 号 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認 定 第 6 号 平成25年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認 定 第 7 号 平成25年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認 定 第 8 号 平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認 定 第 9 号 平成25年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第11 認 定 第10号 平成25年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第2～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第30号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 第31号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第14 第32号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第12～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 1 5 第 3 3 号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 第 3 4 号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 第 3 5 号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 第 3 6 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第 1 5～日程第 1 8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 1 9 第 3 7 号議案 中間市保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第 2 0 第 3 8 号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 1 第 3 9 号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 2 第 4 0 号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(日程第 1 9～日程第 2 2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 3 第 4 1 号議案 中間市土地開発公社の解散について
(日程第 2 3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 4 請 願 第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
(日程第 2 4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 5 意 見 書 案 集団的自衛権の行使に反対する意見書
第 1 4 号
(日程第 2 5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 6 意 見 書 案 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等
第 1 6 号 を求める意見書
(日程第 2 6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 7 意 見 書 案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意
第 1 7 号 見書
(日程第 2 7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 8 意 見 書 案 教育無償化をすすめる奨学金制度の充実を求める意見書
第 1 8 号
(日程第 2 8 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 9 意 見 書 案 手話言語法制定を求める意見書
第 1 9 号
(日程第 2 9 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第30 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君			
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	こども未来課長	…	船津喜久男君
介護保険課長	………	小南 敏夫君	土木管理課長	………	藤田 晃君
都市整備課長	………	間野多喜治君	上水道課長	………	久野 裕彦君

下水道課長 …………… 濱田 孝弘君 市立病院課長 ……… 末廣 勝彦君
予防課長 …………… 林 誠志君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	岡 和訓君
書 記	船元 幸徳君	書 記	熊谷 浩二君

午前 9 時58分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 決議案第1号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、決議案第1号堀田英雄議長に対する不信任決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、私の一身上に関する件でありますので、除斥事項に該当いたします。よって、本席を副議長植本種實君と交代し、退席いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時59分休憩

.....
午前 9 時59分再開

○副議長（植本 種實君）

植本種實でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、決議案第1号堀田英雄議長に対する不信任決議を議題とし、提案理由の説明を求めます。下川俊秀君。

○議員（16番 下川 俊秀君）

堀田英雄議長に対する不信任決議案について、提案理由の説明をいたします。

この数年、毎年のように発生している職員不祥事を受け、危機感を強く持った議員有志の声かけにより、議会内に職員不祥事再発防止のための検討会を発足させるなど、中間市議会は一致協力して、市民の皆様からの信頼回復のため、原因究明と再発防止に向けた取り組みを進めようとしているところである。そのためには、当然、市民の代表として市政を監視する立場にある我々議員みずからが率先して、市民の皆様に誤解や不信の念を抱かれることのないよう、高い倫理観を持って法令を誠実に遵守し、公正に行動することが求められているのは言うまでもないことである。

また、兵庫県議による政務活動費の不正な支出や、山口市議の覚醒剤使用、平川市議の選挙違反、東京都議のやじ問題など、地方議員としての資質が問われる多くの不祥事に関する報道等により、議会の規律と品位の保持を求める有権者の目は、ますます厳しさを増している。

そういった中で、先日、堀田議長の関係業者があたかも不正な請負契約を行っているものと思わせるような怪文書が議員全員に送付されており、差出人不明で、かつ、内容に事実と反する部分もあったとはいえ、このような疑いを受けてしかるべき指摘も含まれていた。

怪文書には、昔からHスポーツ店は中間市の小中学校のスポーツ用品関係を一手に受注しているようだが、これ自体がそもそもおかしいのではないかという内容が書かれていたので、これを見て、調査をさせていただきました。皆様のお手元にあるように、平成26年7月23日現在、市内小中学校10校のうち9校もの学校で堀田スポーツ店が体操服を販売し、さらに、中学校においては価格に多大な開きが生じており、冬の体操服上下では2,700円もの金額の差があります。これを何十年も続けていたとすれば、問題ではないでしょうか。長引く景気の低迷により、中間市内には生活に困窮している子どもたちがたくさんおります。市内小中学校約3,000名の生徒のうち、3分の1に当たる約1,000人近くの生徒が、生活が苦しいため就学援助を受けております。

このような状況の中、体操服の3,000円の差は大変厳しいものです。これを踏まえ、9月の定例教育委員会において協議事項として、体操服の価格についての協議が行われました。

中間市政治倫理条例は、第19条において「議員の配偶者及び一親等の親族は、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう市が行う請負契約及び委託契約を辞退するように努めなければならない。物品納入契約について、これを準用する。」と努力義務を課している。このような時勢の折、議員は率先して法令を遵守し、みずからを厳しく律して、規範を示すべきであるにもかかわらず、堀田議長はこれを改める意向がないばかりか、その後開催された代表者会議では、この件についての説明を求める議員に対し、「関係ない、対応する必要はない。」として、一方的に話を打ち切ってしまった。

その後、議長宛てに、政治倫理条例違反が疑われるような事項に対し明確な釈明を求めたいとの申し入れ書が提出されたため、ようやく議員に対し説明があったが、その中で、議長の一親等の親族が経営するスポーツ店が落札した、世界遺産登録推進のために市職員が着用するポロシャツ購入の売買契約については、別紙資料、申入書説明会会議録にあるように、「市から入ってくれと指名競争入札業者ですからね。指名競争入札業者やから、市から入ってくださいとお願いがあったから、私は入っただけ。うちの子も入ったと言っております。別に私たちが入れてくれということは何も言っていない。そんなケチなことは言いません。向こうが入ってください、お願いしますと言うから、私の息子が入札業者に入ってしまったというのが、これが事実」との説明がなされた。

これは、「特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ示唆された」と受け取られかねない重大な行為であり、説明を受けた後も、議長に対する不信はいよいよ増すばかりである。

議長は、議場の秩序を保ち、議事を整理するという非常に大きな権限を与えられた議会を代表する職務であることから、より高い倫理観、道徳観に基づく行動をみずから示しながら、会派を越えて中立・公平な立場で議会、議員をまとめていくことが求められる。しかしながら、市民の皆様からの信頼回復のため、議会、執行部が一丸となって、今後とも不祥事の再発防止や議会改革に真摯に取り組んでいかなければならないこの大事なときに、このように足並みを乱し、誠実な説明を行わず、同僚議員や市民の皆様には不信を抱かせるような振る舞いを続ける堀田議長のもとでは、不祥事撲滅の取り組みは進展していかないと考えられるため、また、議会内部では、これを契機に政治倫理条例を改める機運が高まる中で、「まず隄より始めよ」ということわざに逆行するように、みずからの道義的責任の重大さを認識せず、何もことを起こさない堀田議長に対する議長不信任決議案を提出するものである。議員各位の公正で公平なる判断をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。（拍手）（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

政治倫理条例違反による議長不信任決議案に対する討論を行います。

政治倫理条例の目的に、「市議会議員が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定める」として、「市政に対する信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する」、そして、政治倫理基準として「議員は、市民全体の代表者若しくは奉仕者として政治倫理基準の遵守をしていかなければならない。」、このように定めています。

今回の議長不信任提出案を見ても、議長の地位を不正に行使をした事実の有無に触れておらないし、あるのは、第19条の規定「議員の配偶者及び1親等は、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう、市が行う請負契約及び委託契約を辞退するよう努めなければならない。」という努力規定であります。議長本人が自分の地位を不正に利用したということ

が立証されたものであればともかく、努力を怠ったということで不信任というのは、ためにするものと疑念も出てくるところではないでしょうか。

しかしながら、議員は政治倫理条例の目的にもありますように、市民全体の奉仕者としての高い倫理を持たなければならないことは当然であります。努力義務とはいえ、倫理条例を認めた上は、議員には道義的な責任があると言わなければなりません。

今回のような事案が生じたことは、曖昧な規定や内容の点でも政治倫理条例の見直しが必要であると痛感するとともに、日本共産党はこのことに全力を挙げて市民の信頼に応えていくことを表明し、賛成討論といたします。

○副議長（植本 種實君）

ほかにありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党市議団を代表して堀田議長に対する不信任決議案に対し反対討論を行います。

そもそも事の発端は、提案理由の説明にもありましたように、7月上旬に市議会に届いた差出人不明の怪文書になります。一般的に、議会では出所不明な怪文書は取り扱わないのが通例となっています。このたびの中間市議会での怪文書の取り扱い方は不適切と言わざるを得ず、不信任決議案が提出されるに至ったことは、ゆゆしき事態であると考えます。

中間市政治倫理条例第19条では「市長及び議員の配偶者及び一親等の親族は、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう市が行う請負契約を辞退するように努めなければならない。」と、努力義務をうたっています。一定の道義的責任は免れないと思いますが、努力義務であるということは、請負契約を受けても条例違反にはなりません。

公明党市議団は、怪文書騒動の終着点は、政治倫理条例の見直しに尽きると、政治倫理条例改正案の提出に向け準備をしておりました。

私どもは、1点目には、6月に発生しました職員不祥事に対しチェックが働かなかった議会としての反省、2点目には、契約において市民の疑念を生じさせることがないように、議員みずからが襟を正すという観点から検討し、議員本人と配偶者の資産公開及び請負契約を努力義務から辞退義務に変え、対象を二親等の親族まで拡充する改正案を策定し、本議会に上程するつもりで用意をしておりました。しかしながら、8月28日の代表者会議で、堀田議長より政治倫理条例の協議について提案があったことから、私どもの改正案を議長へ託すことといたしました。

先ほどの討論でも、政治倫理条例の話がありましたように、議会の条例改正に向けた機運は高まっており、堀田議長の責任のもと、政治倫理条例改正案を成立させていただいた暁には、議長みずからが進退をご判断いただけるものと思っています。

公明党市議団は、怪文書の取り扱いが不適切であること。現行の中間市の条例では努力義務であり、条例違反には当たらないこと。議長みずから政治倫理条例の改正に意欲的であること。以上の観点から、政治倫理条例の改正こそが、これからの中間市の向上につな

がるものと判断をし、本議案に反対いたします。

○副議長（植本 種實君）

ほかにありませんか。佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

明政クラブ、中間クラブ、福祉クラブを代表いたしまして、決議案第１号堀田英雄議長に対する不信任決議案に対する反対討論をいたします。

そもそも堀田議長に対する不信任決議案が出された経緯は、差出人の名称が不明の、先ほど提案理由の説明でもありましたように、このような封書で、このような文書が各議員に送られてきたこの怪文書に端を発しております。

差出人が不明で、事実と反する内容も確かに含まれているこの怪文書に基づいて、堀田議長に対する不信任決議案を出すことは、堀田議長並びに不信任決議案を出した議員の名誉をも失墜させ、さらには中間市議会全体に対する市民の皆様の信頼をも完全に失墜させる可能性がございます。

昨年６月、職員の不祥事の責任を問うため、中間市議会は解散いたしました。解散に続く選挙を通して市民の信頼に応えることの難しさをどの議員も痛感したはずでございます。

決議案では、中間市政治倫理条例第１９条に規定している「議員の配偶者及び一親等の親族は、市民に対し疑念の念を生じないよう市が行う請負契約及び委託契約を辞退するよう努めなければならない。」という部分に抵触しているという指摘ですが、これは今のところ、あくまでも努力規定でございます。多くの市民が求めているのは、議員の親族を市関連の仕事から締め出すことではなく、職員、議員の立場を利用した不正をさせないこと、これが市民が願うところではないでしょうか。

また、この政治倫理条例の改正については、議長も前向きに取り組むことを、先ほどの掛田議員も言われておりましたように、しっかりと明言されております。決議案の内容は、以上のことから妥当ではないと私は思います。

以上のことから、堀田英雄議長に対する不信任決議案に反対いたします。

以上です。

○副議長（植本 種實君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

これにて討論を終結いたします。

これより、決議案第１号堀田英雄議長に対する不信任決議を起立により採決いたします。本決議案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、決議案第1号は可決されました。

以上であります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。（「議長、議長」の声あり）

.....

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第10. 認定第 9号

日程第11. 認定第10号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの平成25年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。（「議長、緊急動議、発言を求めます」の声あり）動議がありましたので、下川俊秀議員に（「同意する議員が声を出しておりません。動議には同意者が要るはずです」「暫時休憩、暫時休憩を求めます」の声あり）

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続いて会議を開きます。

きょうは、植本議員が議長代行をするということでございますので、私は……。よろしくをお願いします。

○副議長（植本 種實君）

植本種實でございます。引き続き、私が議事の進行を務めさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

これより、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの平成25年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分並びに認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

まず、歳入歳出差引額は8億5,090万円の黒字決算となっております。また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支についても8億740万円の黒字、単年度収支においても4,130万円の黒字となっております。

当委員会所管の歳入の主なものといたしましては、地方交付税の収入済額が55億5,190万円で、前年度と比較して3,680万円、率にして0.7%の減額となっております。

市債につきましては、学校施設の改修事業等に係る教育債の借入れが増額したことにより、本年度の決算額は10億6,520万円で、前年度と比較して4.7%の増額となっております。

また、国庫支出金として、地域の元気臨時交付金1億5,950万円の臨時的な収入があっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

人件費につきましては、震災復興財源確保のための国家公務員7.8%の給与削減に準じた引き下げを、本市においても平成25年8月から実施したことなどから、前年度と比較して1億3,520万円の減額となっております。

公債費につきましては、地方債残高が前年度から9億2,850万円減少したことに伴い、6,750万円減額の21億9,420万円となっております。

各款ごとに主な事業をご説明しますと、まず総務費では、さまざまな地域課題に対応可能な地域コミュニティへと体制強化を図るため、平成25年10月に中間西校区まちづくり協議会を設立し、続いて平成26年度の中間校区まちづくり協議会設立の準備に向けた経費として、合わせて350万円が支出されています。

次に、消防費では、自主防災組織が設立された底井野校区及び中間北校区の全自治会に、避難の際に必要な資機材とルートマップを配布したことにより、410万円が支出されています。

次に、教育費では、中間小及び中間東小の耐震補強工事に8,150万円、中間小の外壁改修工事に4,220万円、中間東小の屋内運動場大規模改修工事に7,430万円、中

間西小の公共ます接続工事に１，８３０万円がそれぞれ支出されており、児童生徒が安心して学習できる環境の整備が進められています。また、遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録のための経費として１，０５０万円が支出されております。

次に、認定第６号平成２５年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を申し上げます。

平成２５年度も新たな用地の取得はなく、歳入歳出それぞれ６６０万円の決算となっております。これにより、平成２５年度末の地方債残高は、前年度から６４０万円減少し、１，３１０万円となっております。

討論において、委員から、「国民健康保険事業特別会計の赤字を解消するため、もっと一般会計からの繰り出しをするべきである」、「人事評価制度は即刻中止すべきである」、「学校給食は直営に戻すべきである」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第１号は賛成多数で、認定第６号は全員賛成で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第１号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第２号、認定第３号、認定第７号、認定第８号、認定第１０号の各会計、歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第１号平成２５年度中間市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その概要を申し上げます。

まず、歳入につきましては、市税収入決算額は４０億２，３９０万円で、昨年度より４，４００万円の増収となっております。

その主な要因は、商業施設の新築等による固定資産税及び都市計画税の増額、市たばこ税の増額、さらに適正な債権管理及び徴収強化により徴収率が９２．６％から９３．６％へ上昇したことによるものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、住基ネットワークシステム機器保守および改修費等２，１８０万円、標準宅地鑑定評価業務委託料１，１９０万円でございます。

民生費の決算額は７９億９，４９０万円で、前年度より７０万円の減額となっております。

各項目別でご説明いたしますと、まず、社会福祉費３３億８，６８０万円の主なものは、職員人件費２億１９０万円、後期高齢者医療制度給付費負担金５億９，０００万円、各種

の扶助費 11 億 7,340 万円でございます。

次に、児童福祉費 19 億 1,910 万円の主なものは、児童手当、児童扶養手当 9 億 6,650 万円、児童福祉施設入所扶助費 5 億 8,210 万円でございます。

次に、生活保護費 26 億 8,890 万円の主なものは、扶助費 25 億 5,950 万円でございます。

次に、衛生費では、保健衛生総務費 2 億 9,200 万円の主なものは、職員人件費 1 億 1,610 万円でございます。

次に、予防費 1 億 5,200 万円の主なものは、各種予防接種委託料 7,500 万円、健康診査等の各種健診委託料等 4,990 万円でございます。

討論において、各委員から、「食品や光熱水費は値上がりしている中で、生活扶助基準が削減されていることなどに対して反対する」という意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第 2 号平成 25 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は 57 億 3,090 万円、歳出決算額は 69 億 8,170 万円で、歳入歳出決算額は 12 億 5,080 万円の赤字となっており、単年度決算におきましても 1 億 4,170 万円の赤字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税 9 億 3,710 万円、国庫支出金 14 億 8,870 万円、前期高齢者交付金 16 億 6,370 万円、共同事業交付金 6 億 4,490 万円、繰入金 3 億 7,630 万円でございます。

このうち、保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が 91.3% で、収入未済額は 8,370 万円です。

歳出の主なものは、保険給付費 39 億 8,550 万円、後期高齢者支援金等 6 億 8,980 万円でございます。

単年度決算で赤字となった要因は、歳入の国庫特別調整交付金のうち、退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多である場合に交付される交付金が、平成 24 年度においては 1 億 1,890 万円交付されておりましたが、平成 25 年度においては交付基準を満たさなかったことから交付されなかったためでございます。

討論において、委員から、「もともと国の国庫補助の支出が少ないから保険税の引き上げがあった中で、保険証の取り上げはやめるべきであり、反対する」という意見がありました。

次に、認定第 3 号平成 25 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は、貸付金元利収入等 6,220 万円、歳出決算額は、繰上充用金等 5 億 6,700 万円で、差し引き歳入不足額は 5 億 480 万円でございますが、単年度収支で

は5,890万円の黒字となっております。

次に、認定第7号平成25年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は43億2,650万円、歳出決算額は43億20万円で、歳入歳出差引額2,630万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、介護保険料7億6,120万円、国庫支出金10億5,780万円、支払基金交付金11億8,910万円、県支出金6億1,810万円、繰入金6億8,140万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費40億5,730万円でございます。

前年度に比べ、保険給付費が1億5,020万円増加した要因は、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用者が増加したことによるものでございます。

また、サービス事業勘定では、前年度繰越金を含め、歳入決算額は4,450万円、歳出決算額は4,020万円で、歳入歳出差引額420万円の黒字でございます。

討論において、委員から、「年金が月1万5,000円以下の方は保険料を直接払わなくてはならないことから滞納者が出ており、ペナルティーも科せられている。低所得者に対して保険料の減免措置の拡大や利用料の減免措置を求め、反対します」という意見がありました。

次に、認定第8号平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は7億2,040万円、歳出決算額は7億620万円で、歳入歳出差引額は1,410万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億5,310万円、繰入金1億5,160万円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7億380万円です。

黒字になった要因は、出納整理期間に納付された保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が平成26年度会計で受け入れるためでございます。

討論において、委員から、「75歳以上の人に対する医療差別であることから反対する」という意見がございました。

次に、認定第10号平成25年度中間市病院事業会計決算認定につきまして申し上げます。

収益的収支では、まず、病院事業収益19億40万円の主なものは、医業収益17億8,440万円でございます。このうち、外来収益は10億3,030万円で、前年度と比べ520万円の減収に、また入院収益は6億6,780万円で、前年度と比べ2,210万円の減収となっております。

また、医業外収益は1億880万円で、前年度と比べ550万円の増収となっております。

す。

次に、病院事業費用１８億９，８７０万円の主なものは、医業費用１８億３，７５０万円で、前年度と比べ３９０万円の支出減となっております。

この結果、当年度の純利益は１７０万円で、当年度未処理欠損金は７億２，５２０万円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入１億４，３５０万円に対しまして、支出は１億７，５５０万円となり、これによる差し引き不足額が３，２００万円となっております。繰越損益勘定留保資金等で全額補填されております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第３号、認定第１０号は全員賛成で、認定第１号、認定第２号、認定第７号、認定第８号は賛成多数で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申しまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第１号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第４号、認定第５号、認定第９号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、認定第１号平成２５年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

衛生費の環境衛生費では、遠賀・中間地域広域行政事務組合において、１市４町で共同処理を行っている火葬場施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の負担金として、合計６億３，９８０万円が支出されております。なお、本市のごみ処理量は、排出ごみ減量化の取り組みにより、前年度と比較して８６トンの減量となっております。

労働費では、国の緊急雇用創出事業等を活用した雇用確保対策が行われております。また、単独事業として、市内中小企業者への指導事業費補助金に１００万円が支出されております。

農林水産費では、農地基盤整備事業として、中底井野（鼠切）水路改良工事など２件に１，４２０万円が支出されております。

商工費では、地域経済の活性化対策として毎年行っているプレミアムつき商品券を前年度より２，０００冊ふやし、１万６，０００冊を販売し、経費として１，１２０万円が支出されております。

なお、プレミアムつき商品券の経済波及効果は、約１億７，６００万円となっております。

土木費の道路新設改良費では、御座ノ瀬中ノ谷線バイパス工事など合計２１件の工事が行われており、１億５，７７０万円が支出されております。

また、都市計画費では、仮家大膳橋街路事業に伴う地元負担金として3,000万円が支出され、公園費では垣生公園の園路整備や護岸改築工事に3,900万円、屋島公園及び小田ヶ浦公園の遊具改築工事に4,580万円が支出されております。

消防費では、高度救命処置用資機材を搭載した災害対応救急自動車購入費に2,860万円、携帯型無線機一式の購入費に370万円が支出されております。

また、地域防災組織育成事業の一環として、視聴覚資機材セットに90万円が支出されております。

討論において、委員から、「急ぐ必要のない道路事業について、工事のあり方を見直して、その予算を福祉や教育に回していくべきではないか」との意見がありました。

次に、認定第4号平成25年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度決算においては、110万円の黒字となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場の光熱水費及び修繕料として2,060万円、下水処理場維持管理委託料として5,580万円が支出されております。

また、施設の修繕費及び公共下水道に接続するための整備費として下水道施設改良基金に10万円が積み立てられ、基金の総額は6,870万円となっております。

次に、認定第5号平成25年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度決算においては、790万円の黒字となっております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費では、砂山幹線、上底井野幹線などの幹線整備や中間地区など市内32地区の整備が行われ、12億6,600万円が支出されております。これにより、公共下水道普及率は69%に達し、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は79.9%となっております。

最後に、認定第9号平成25年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分については、当年度未処分利益剰余金2億640万円のうち、減債積立金へ5,000万円を積み立て、残金1億5,640万円を繰り越すものであります。

次に、決算においては、収益的収支では、4,829万円の純利益となっております。また、資本的収支では3億900万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,340戸で、前年度より252戸の増加となっておりますが、給水人口は前年度より271人減少しております。

工事の状況につきましては、県道中間水巻線配水管布設替工事など改良工事27件、公道修繕工事など保存工事71件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事7件が行われております。

討論において、委員から、「業務の民間委託が行われているが、自治体による民間委託が雇用の不安定を生んでいる。自治体によるワーキングプアをつくり出さないために早急に民間委託を改めることが必要である」との意見がありました。

以上4件につきまして、採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第4号、認定第5号は全員賛成で認定すべきであると決し、認定第9号は賛成多数で可決及び認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

平成25年度中間市一般会計歳入歳出決算並びに認定9号の中間市水道事業利益の処分及び決算について、一括して討論を行いたいと思います。

生活支援課では、歳入で、生活保護費、国庫負担金20億2,242万8,000円と、昨年比で3,249万4,000円もの削減となっています。受給者減があるとしていますが、政府は生活扶助基準の削減を決定し、平成27年度までの3年間で平均6.5%、670億円もの大削減をするとしており、その第1段階として、平成25年8月に実施し、そのことによる当市における削減であることは明らかであります。

生活扶助費は、食費や水光熱費など日常生活の土台にかかわる費用であります。政府は、引き下げの理由の一つに物価下落と比べて扶助費が高いとしていますが、物価下落はパソコンや大型テレビなど電化製品の値下がりが大きく影響していると言われており、逆に低所得者ほど家計に占める負担割合が大きい光熱費や食品は値上がりをしています。

生活保護基準は、住民税非課税基準や最低賃金、年金支給額、就学援助、また医療費の自己負担や国民健康保険税、介護サービスの自己負担、さらには障がい者や障がい児の入所料、そしてデイサービス料、保育料と多岐にわたる制度の給付水準や適用基準になっており、市民生活に大きな影響を与えています。

市として、このような市民生活に大きな影響を及ぼす生活保護基準の改悪は直ちに中止するよう国に厳しく指摘し、要求すべきであります。

児童デイサービス利用者負担金として新たに119万円もの負担がさせられていますが、これは障害者自立支援法によって利用料1割負担が課せられたもので、親子ひろばリンクを利用する障がいを持つ児童に適用されていますが、ここにも自民・公明の安倍政権

の冷たい政治が浮き彫りになっています。

このような悪政の防波堤になり、市民の暮らしを守るのが地方自治体の役割であると思います。親子ひろばリンクを利用する障がい児家庭に行政の温かい手を差し伸べて、負担を免除すべきではないでしょうか。

人権男女共同参画課は、職員6名、嘱託職員1名、臨時職員3名の体制です。住宅資金新築資金等の未収債権の回収や償還推進助成事業の活用など積極的な取り組みは評価するところですが、他の職場に比べ、また仕事の内容を見ても職員が多いので見直すべきであります。

また、嘱託職員の賃金が他の職場の嘱託職員と比較し約150万円も多く、特別扱いはやめるべきであり、同時に嘱託職員の全庁的な賃金アップなど見直しが必要ではないでしょうか。

また、この課の実態は、不公正な同和行政の見直しが残っており、直ちに是正を求めるものです。

さて、人事評価制度の問題であります。管理職のみで試行してきましたが、平成26年度、ことしの4月からは係長職まで対象を広げ、平成28年度からは本格的に全職員対象で実施する意向のようであります。

制度では、能力向上のためにとうたわれていますが、このことが昇給昇格に影響することとも言及しており、制度の目的をそのまま額面通りに受けとめられず、職員間に分断を持ち込む恐れがあると言わざるを得ません。制度の見直しと中止を求めるものであります。

労働者の所得の低下、特に若年層の非正規による低賃金は深刻な状況となっています。「結婚できない」「教育費の多額化」等々、家族を養えない状況が生まれ、出生率も低く大きな社会問題となっていることは周知のところ です。

この中間市においても、まさにその縮図となっているのではないのでしょうか。市もただ手をこまねているわけではなく、こうした状況を打開すべく対策を講じようとしています。空き家調査を行い、住宅リフォームを含む中間市への定住を促進を図るべく方向性を、あるいは近隣自治体よりも低料金の保育料の維持、プレミアム商品券の運用等々、また中学校の給食実現、全小・中学校での冷暖房の実現化、さらには住民の足を確保し、気軽に外出ができるようにし、まちの活性化を図ろうとするコミュニティバスの実現へと大きく一歩を踏み出したことは、この中間市を「誰もが住みよいまちへ」としていくためにも、大きく評価するところであります。

しかし、一方では、今すぐ必要のない御座ノ瀬周辺の開発工事などを進め、あるいは学校給食や一部水道事業の民間委託など、子どもや市民に安全・安心を保障しなければならない行政にあってはならない事態が継続、進行がなされようとしています。

民間委託で人件費が安くて済むという発想は、市民の安全・安心を保障する立場からはあってはならないものです。また、条例で決定している定数を大きく割っている消防署も

放置されたままです。

人口減が進んでいる中間市で市内の若者が市内で職を得ることができず、中間市を離れることのないよう、こうした職場に、正規職員として採用するよう求めるものです。若者がふるさとに定住し、家庭を持ち、生活していくことが人口減を少なくし、まちの活性化に大きく寄与し、誰もが済みよい中間市をつくっていくことになるのではないのでしょうか。

さらに、今すぐ必要のない開発工事は、進行を遅延しながら国民健康保険税の赤字補填など、市民の暮らし優先の財政運営を求めて、反対討論を終わります。

○副議長（植本 種實君）

ほかに。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第2号議案、国民健康保険事業決算、第7号議案、介護保険事業決算、第8号議案、後期高齢者医療特別会計事業決算について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

第2号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業決算について討論いたします。

国民健康保険は、自営業者や農林業者、非正規労働者、また年金生活者や失業者が加入する医療制度で、適切な国庫負担がなければ成り立たない制度です。ところが、政府は国保の総会計に占める国庫支出の割合を、1984年度の約50%から2009年度の24.7%へと削減したため、国保税の引き上げが繰り返し行われ、滞納者がふえております。

滞納者には「短期保険証」や「資格証明書」を交付していますが、保険証の取り上げはやめるべきです。低所得者のための医療費の軽減措置を拡大するよう求めるものです。

国保財政の確立のために、政府に対し国庫負担をもとに戻させることと、他の多くの自治体が行っている一般会計からの繰り入れをすべきです。

また、健診率は2010年20.8%から2013年27.0%となり、健診率アップは評価いたしますが、さらなる健診率の向上や生活習慣病の予防などの保健指導などで医療費の削減を行うことを求めるものです。

また、現在国保運営協議会で国保税の値上げが諮問されておりますが、年金が下がり、物価が上がる中で、市民の暮らしは本当に大変です。こうした中での国保税の引き上げはやめるべきです。

次に、第7号議案平成25年度中間市特別会計介護保険事業決算について、討論いたします。

介護保険料は、年金が1カ月1万5,000円以上の人は年金から天引きしますが、1万5,000円未満の人は市が納付通知書を発行し、徴収します。不納欠損額が384万9,000円ありますが、滞納者は介護サービスが利用できなくなったり、制限されたりします。低所得者には、介護保険料の減免措置をし、利用料の軽減措置も設ける

べきです。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者はコミュニケーションや会話がとても大事ですが、生活支援の時間短縮によって、心身に大きな影響を与えており、改善を図るべきです。

また、平成２７年度から要支援者を介護保険からはずしたり、特別養護老人ホームの入所は要介護３以上にするなど、介護保険制度の改悪が予定されています。誰もが安心して利用できる介護保険制度の確立を求めるものです。

第８号議案平成２５年度中間市後期高齢者医療特別会計事業決算について、討論をいたします。

後期高齢者医療制度は病気にかかりやすく、治療に時間のかかる７５歳以上の高齢者を健康保険や国民健康保険から切り離し、別枠の医療制度としたものです。

保険料は２年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みになっております。

老人保健制度では７５歳以上の高齢者は、国の公費負担医療を受けている被爆者や障がい者と同じく、保険証の取り上げが禁止されていきました。しかし、後期高齢者医療では保険料を滞納すると保険証を取り上げられます。年齢差別の医療制度は廃止し、もとの老人保健に戻すべきです。

以上、反対討論といたします。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第１号から認定第１０号までの平成２５年度各会計決算認定１０件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第１号平成２５年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、認定第１号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号平成２５年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成25年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成25年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成25年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成25年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成25年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決しました。

次に、認定第10号平成25年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 2. 第 3 0 号議案

日程第 1 3. 第 3 1 号議案

日程第 1 4. 第 3 2 号議案

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第 1 2、第 3 0 号議案から日程第 1 4、第 3 2 号議案までの、平成 2 6 年度各会計補正予算 3 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 3 0 号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 4 億 8, 3 8 0 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 7 億 2 8 0 万円とするものです。

まず、普通交付税及びその補完財源である臨時財政対策債の決定額が、それぞれ当初予算計上額を下回ったことから、普通交付税においては 3 0 0 万円が、臨時財政対策債においては 1, 5 8 0 万円が、それぞれ減額補正されております。

歳出の主なものとしては、総務費において、平成 2 7 年度に施行される社会保障・税番号制度に対応するためのシステム整備委託料として 1, 9 0 0 万円が計上されております。

教育費においては、市内小中学校の理科・算数教育に使用する備品の購入費に、小学校、中学校それぞれ 1 0 0 万円が計上されております。

このような歳出に伴う歳入予算については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が 1, 5 8 0 万円、理科教育設備整備費補助金が小中学校それぞれ 5 0 万円計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 3 0 号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第 3 1 号議案、第 3 2 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第 3 0 号議案平成 2 6 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）について申し上

げます。

歳出につきましては、民生費の社会福祉費では、国民健康保険事業の特別会計予算額追加に伴う繰出金を200万円、同じく生活保護費では、セーフティーネット支援対策等事業を活用し、生活保護面接相談員の任用形態を非常勤職員から嘱託職員に変更したことによるもので、賃金及び共済費として140万円が計上されております。

衛生費におきましては、平成26年10月1日から施行されます、成人用肺炎球菌ワクチン及び水痘ワクチンの予防接種制度の公費負担分として2,380万円が計上されております。

労働費におきましては、緊急雇用対策として、高齢者の就労機会拡大事業に、平成26年度事業費として410万円、平成27年度事業費として、債務負担行為250万円が計上されております。

次に、第31号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出につきましては、平成27年1月1日に施行される国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、高額療養費の限度額細分化によるシステム改修委託料及び平成29年度をめぐとした国民健康保険の都道府県を単位とする広域化に伴う標準保険料試算に係るシステム改修委託料として730万円が増額されております。

歳入につきましては、国庫補助金530万円、他会計繰入金200万円、医療法人社団清涼会岡垣記念病院の診療報酬不正不当請求に伴い雑入の一般保険者返納金が180万円増額され、雑入の歳入欠陥補填収入が180万円減額されております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ736万円追加され、72億960万円となっております。

次に、第32号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

歳出につきましては、平成25年度事業における介護給付費の確定に伴う国庫償還金1,820万円、県償還金1,130万円、支払基金償還金1,820万円、また地域支援事業費交付金の確定に伴う国庫償還金230万円、県償還金110万円、支払基金返還金220万円が増額計上されています。

歳入につきましては、歳出の増額に伴い、介護保険料における現年度分特別徴収保険料1,660万円、現年度分普通徴収保険料600万円、前年度繰越金2,630万円が増額され、歳出補正に伴う介護保険給付費準備基金繰入金1,020万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ3,879万円が増額され、介護サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ46億6,267万円となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第30号議案、第31号議案、第32号議案

は全て全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものは、企業誘致による市有地売り払い収入4,990万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、中間市土地開発公社債務補償金として4億150万円が計上されております。

農林水産業費では、地域が共同で行う農地、農道、水路等の保全活動等を国、県及び市が共同で支援する多面的機能支払交付金事業に150万円が計上されております。

土木費では、平成26年度に完了予定の御座ノ瀬1号線道路改良工事に1,330万円、福岡県が実施している仮家大膳橋線街路事業への負担金に400万円、都市計画道路の塘ノ内砂山線の変更申請業務に170万円が計上されております。

また、昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅の耐震改修費用の一部を助成する新規事業の経費に150万円が計上されております。

消防費では、消防団第4分団、第5分団の格納庫モーターサイレン改修工事に380万円が計上されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の補正予算に対する討論を行います。

第30号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第2号）についてであります、総務費において電子計算事務に要する経費として社会保障・税番号制度システム整備委託

料1,900万円が計上されています。この制度は、国民の立場でのメリットが全く示されないままに導入が決定されましたが、国民にとっては社会保障の削減が主たる目的の制度と言わざるを得ません。そのことは、これを要求した経済界があけすけに語っているところです。また、個人の健診データの企業への解放まで求めている。このような国民監視の制度の導入推進には反対であります。

また、建設産業のところでは、御座ノ瀬1号線の道路改良工事に1,330万円が計上されております。袋小路となっている住宅地の利便性を図るということですが、現地を見ておわかりのように、この道路、本当に必要なのか、疑いを持たざるを得ません。こうした工事には反対をせざるを得ません。

以上で討論を終わります。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第30号議案から第32号議案までの平成26年度各会計補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第30号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時04分休憩

.....

午後0時59分再開

○副議長(植本 種實君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第15. 第33号議案

日程第16. 第34号議案

日程第17. 第35号議案

日程第18. 第36号議案

○副議長(植本 種實君)

これより日程第15、第33号議案から日程第18、36号議案までの条例改正4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案及び第34号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第33号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年4月23日に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、ひとり親家庭、特に父子家庭への支援拡充に伴い、「母子及び寡婦福祉法」の題名が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことから、同法の題名を引用している中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例においても、引用部分の改正を行うもので、施行日は平成26年10月1日となっております。

次に、第34号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、平成25年12月13日に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、法律の題名が改正されたことにより、条例において同法律名を引用している部分を改正し、あわせて条例における用字用語の見直しを行っております。

施行日は、平成26年10月1日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第33号議案、第34号議案とともに全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案及び第36号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第35号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布されたことに伴うものであります。

改正の主な内容としては、法律の題名が改正されたことにより、条例において同法律名を引用している部分を改正するものとなっております。

また、条例における用字用語の見直しもあわせて行われております。

条例の施行日は、平成26年10月1日となっております。

次に、第36号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものであります。

改正の主な内容としては、多数の者が集まる催しにおける防火安全対策を図るため、消防長が定める要件に該当し、かつ火災が発生した場合に重大な被害を与えるおそれがあると消防長が判断した催しを指定催しとして指定することとし、また指定催しの主催者に対して、当該催しを開催する日の14日前までに消防長への火災予防に関する計画書の提出を義務づけるものとなっております。

さらに、計画書を提出しなかった者に対しては、30万円以下の罰金を科す罰則規定が設けられております。

条例の施行日は、平成26年11月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第35号議案及び第36号議案はいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

討論なしと認めます。

これより第３３号議案から第３６号議案までの条例改正４件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第３３号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、第３３号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第３４号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、第３４号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第３５号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、第３５号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第３６号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、第３６号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１９．第３７号議案

日程第２０．第３８号議案

日程第２１．第３９号議案

日程第２２．第４０号議案

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第１９、第３７号議案から日程第２２、第４０号議案までの条例制定３件及び条例廃止１件を一括して議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３７号議案から第４０号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の、第３７号議案中間市保育の実施に関する条例を廃止する条例、第３８号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第３９号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第４０号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては関連しておりますので、一括して申し上げます。

今回の条例の制定及び廃止につきましては、「子ども・子育て関連３法」が公布されたことによるものです。

条例の主な内容は、まず、第３８号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、「子ども・子育て支援法」の規定により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者」に関する一般原則や負うべき義務、施設の利用定員の基準等を定めるものです。

討論において、委員から、「もともと待機児童が多い中で、保育の資格、給食の外部搬入を認めるなどの規制緩和をするという内容である。中間市の条例は国の省令どおりであるため、反対する」という意見がありました。

次に、第３９号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、「子ども・子育て関連３法」により改正される「児童福祉法」の規定により、乳幼児が心身ともに健やかに育成される環境を整備するための事業者の責務や施設等の最

低基準を定めるものです。

次に、第４０号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても、「子ども・子育て関連３法」により改正される「児童福祉法」の規定により、放課後児童健全育成事業者の責務や設備の基準等を定めるものです。

次に、第３７号議案中間市保育の実施に関する条例を廃止する条例については、新制度において、保育の必要性の基準を「子ども・子育て支援法施行規則」に準じ、規則で定めることとされていることから、本条例を廃止するもので、施行日については、「子ども・子育て支援法」の施行日と同日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第３７号議案、第３８号議案、第３９号議案、第４０号議案ともに賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

子ども・子育て支援新制度に基づいて提案されております条例第３７号議案、第３８号議案、第３９号議案、第４０号議案について、一括して日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

子ども・子育て支援新制度では、事業者と利用者の直接契約が導入されるとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、さまざまな保育形態が設定され、それぞれの形態によって職員配置や職員の資格の有無、職員の処遇、施設面積などの基準が異なり、子どもが平等に保育されないことが危惧されます。これは、保育の質の格差をつくるものであり、全ての児童は等しく保育を受けるという公的保育制度の根幹を壊すものであり、子ども・子育て支援新制度は認められません。

中間市が条例化することになっております小規模保育などの認可基準については、現行の基準を守り、全ての事業で保育者は保育士資格とすること、給食は離乳食やアレルギー食など個々の子どもの状況に応じた対応が必要であり、自園調理とし、調理員を配置するよう求めるものです。

放課後児童育成事業、学童保育は、子ども・子育て支援新制度に基づいて位置づけられ、国の最低基準が初めて示されました。

条例では、小学校６年生までの児童を対象としながら、児童１人につき約１．６５平米以上という基準は狭すぎます。また、指導員は保育士や教員などの資格者を１人は配置す

べきです。

条例の第9条3項では、保育の場所について専用区画としていますが、ただし書きとして利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないとして全児童を対象とした放課後子ども教室との一体化が可能になっております。

親が働いている子どもには学童保育所が必要です。全ての子どもを対象にした全児童対象事業と区別して、それぞれの目的に沿って拡充することが求められます。

中間市は、保育料の大幅な軽減措置をしていること、また、鍵っ子対策として全ての学校に学童保育所を設置するなど、保育施設を充実してきたことはこれまで評価をしてきたところです。

また、本市では保育者は保育士資格者とし、給食は自園調理で行うなど、現行の基準を守るとしております。しかし、今回提案されております条例は国が示した基準でつくられていることから反対いたします。

以上です。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

これにて討論を終結いたします。

これより第37号議案から第40号議案までの条例廃止1件及び条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第37号議案中間市保育の実施に関する条例を廃止する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、第37号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、第38号議案は委員長の報告のとおり可決することに決

しました。

次に、第３９号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、第３９号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４０号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、第４０号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第２３、第４１号議案

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第２３、第４１号議案中間市土地開発公社の解散についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４１号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市土地開発公社は、昭和４８年に設立されております。近年は、公共事業の減少や地価の下落といった社会情勢により、土地の先行取得を行うことはほとんどなく、ピーク時に約４２ヘクタールありました土地の保有面積は、平成２５年度末には約１ヘクタールにまで減少している状況であります。

また、買い戻しの遅延により、長期保有することとなった土地の簿価は、管理経費や利息で膨れ上がっており、平成２５年度末の公社簿価総額は、約４億６，４００万円となっております。そのうち、借りに係る利息が約１億２，９００万円で、簿価総額の約２８％を占める状況となっております。早急に保有土地を処分する必要がある状況となっております。

このことから、財政負担を最小限に抑えるため、第三セクター等改革推進債を活用し、

中間市土地開発公社を早期に解散することとし、平成２６年５月に総務省に計画を提出し、７月１８日付で計画の承認を受けており、土地開発公社の理事会においても、理事全員から解散についての同意が得られている状況となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

討論なしと認めます。

これより第４１号議案中間市土地開発公社の解散についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、第４１号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第２４．請願第１号

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第２４、請願第１号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第１号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「仮称手話言語法」の制定を

求める意見書の提出を、国に対して行うことを求めるものでございます。

最後に、採決いたしました結果、請願第1号は全員賛成で採択すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

討論なしと認めます。

これより請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきであるとするものであります。本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第25．意見書案第14号

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第25、意見書案第14号集団的自衛権の行使に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第14号集団的自衛権の行使に反対する意見書案の提案説明をいたします。

ことしの3月議会で当中間市議会は、集団的自衛権行使のための解釈改憲の動きを中止するよう求める意見書を採択しましたが、その後、7月1日の閣議決定で解釈改憲行使の内容で決定がなされました。非常に残念なことです。

政府は2004年、平成16年の閣議では、政府が自由に憲法の解釈を変更できるという性質のものではないこと、そして政府において憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと主張していました。

今回のこの決定は、従来のみずからの立場まで否定するものです。

一方、国民世論はどの世論調査でも6割近くが解釈改憲に反対であり、賛成の2割から3割を大きく引き離しています。

そして、まだ説明責任が十分果たされていないという国民に至っては84%と、圧倒的多数の国民が、このことに不信感を抱いているのが率直な今の状況です。

今後は解釈改憲に沿った方向での諸法律の改定が予定をされているようですが、その開始は来年の一斉地方選挙の後になりそうです。

改定の内容を見ますと、法律が16個、協定が2個となっていますが、弾道ミサイル発射手段に対する対応能力のあり方の検討、つまり敵基地攻撃能力の保有強化ということがうたわれたり、石破茂元自民党幹事長からは死刑判決も出せる軍事裁判所の必要性、つまり軍法会議の設置が強調をされたりしています。

今までの自衛隊員の場合は、海外派兵命令が出されれば自衛隊をやめるという選択肢もありましたが、そういったことに縛りをかけるようです。敵前逃亡を許さないという言葉まで飛び出しています。

また、タイ、中国との対立関係のためにアジア版NATOの創設まで検討されています。

そして、この解釈改憲によって、今までは拒否をしてきたアメリカからの出動要請も断る口実を失います。こうなると、海外での武力行使に歯どめがありません。

こうした手法は、これからのアジア情勢に新たな緊張を生み出し、一触即発の事態も起こりかねません。世界の各国が紛争を戦争にしない、フィリピンの国会議員の言葉をかりれば、ぼやを大火事にしない方向で努力をしている中で、日本では、ぼやを逆に大火事にしてしまうような事態に動いています。

大きな戦争には、そこに至るまでに引き返し可能な時期がありました。今の日本がこのまま集団的自衛権の解釈を変えた方向で突き進むなら、あの戦前のような引き返しのつかない、抜き差しならない状況へ足を踏み入れかねません。

それこそ、今の憲法が、そうした歴史の過ちの反省の上に立ってつくられたことを台なしにする事態であります。そんな不幸な事態を私たちは子や孫に渡すわけにはまいりません。

来年からの法改定を含む集団的自衛権の行使そのものを即刻中止するよう求めます。

以上、皆さんのご賛同を求めます。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については、委員

会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、中尾淳子さん。

○議員(10番 中尾 淳子君)

公明党中間市議団を代表し、集団的自衛権の行使に反対する意見書について、反対討論を行います。

7月1日の閣議決定では、憲法9条のもとで認められる自衛の措置、つまり武力行使の限界を明確にしたもので、解釈を変えたものではありません。

日本国憲法は世界の憲法と比べ、個人の人権を守るために、国に対して制限をかけ、もう一つは平和実現のために国に縛りをかけたものであります。

世界に誇る平和憲法のもとでは、自国防衛しかできない専守防衛であり、自衛のための武力行使は国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態にしか行使できない、これが憲法9条の基本的な考え方であります。

今回の閣議決定は、この憲法の柱であります平和主義が全く変わらないことを宣言しております。

日本は、集団的自衛権を国際法上保有しますが、憲法上、その行使は許されず、さらに今後も日本は専守防衛を貫き、他国の脅威となることはないことを明確にしたものです。

つまり、集団的自衛権も他国を守るための集団的自衛権は認めず、公明党の主張で他国の戦争に巻き込まれないように、日本の安全保障に無関係な戦争に自衛隊が参加することも、海外派兵も従来どおり行わないように厳格な歯どめをかけました。

現在、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増し、核兵器や弾道ミサイルといった大量破壊兵器の脅威に直面しているほか、領域をめぐる国家間のトラブル、さらにテロ攻撃など、アジア太平洋地域には、いつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからない問題があります。

こうした日本を取り巻く安全保障環境の変化への対応が、今、求められています。

今回の閣議決定は、憲法解釈の基本を守り、専守防衛を堅持し、武力行使に歯どめをかけたものです。

政府の憲法解釈のベースとなっている1972年の政府見解の考え方も変わっていません。閣議決定の要点は憲法第9条のもとで認められる自衛の措置について、新3要件を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じ込めた点にあります。

さらに、閣議決定には、武力の行使は我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、初めて許容されるとあります。

つまり、日本への武力攻撃に匹敵する事態にのみ武力行使が認められており、外国の防

衛、それ自体を目的とした集団的自衛権の行使は認めていません。

すき間のない、しっかりとした安全保障法制を整備し、万全の備えをすることで紛争を予防する力が高まります。

熊本県立大学の五百旗頭理事長、元防衛大学校長も、「安全保障に関し、日本が二度と侵略戦争をしないという戦後日本型の発想では対応できない、対処できない事態を迎えている」と述べています。

したがって、本意見書が指摘しているような国民の意識や憲法の真意に反する行使では全くないということを申し上げ、反対討論いたします。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。はい、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

この集団的自衛権の行使に反対する意見書に、賛成の立場で討論いたします。

ただいま、公明党さんのほうから、集団的自衛権は自衛のためだというような討論がされておりましたが、この集団的自衛権というのは、他国を侵略するために、例えばですが、アメリカがアフガンとかその他の国々を攻撃する場合に、日本の自衛隊も一緒になって、これまでは武器を運んではいけない、使ってはいけない、物資だけの輸送ということでは——私どもは反対してきましたけれども——行われてきましたが、今回は武器を持って、そして戦争をしていいと、こういう内容のものであります。

そういうことから、この集団的自衛権行使のそのものの考え方が間違っていると思います。

そういうことで、若者に対して、武器を持たせて戦争をさせるなんてとんでもないということから、この意見書に賛成いたします。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第14号集団的自衛権の行使に反対する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

起立多数であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第26．意見書第16号

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第26、意見書案第16号すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。

すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

アスベストを大量に使用したことによる、アスベストいわゆる石綿の被害は、多くの国民に広がっています。

アスベスト被害については、この危険性、石綿の粉じん、あるいはじん肺などの原因となったり、中皮種、肺がんなどを引き起こす発がん物質であるということが、国際的にも認定をされました。1971年のことであります。それ以後、世界各国では、このアスベストの使用規制を行ってまいりました。

しかし、我が国日本においては、この使用規制は大幅におくれ、製造・使用禁止は2006年、ごく最近であり、今まさに被害が広がり出したところであります。ピークはこれからであると言えます。

特に、建設業は重層下請構造や従事者が数多くの現場にわたって就労する、こうしたことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償ありません。

また、被害者の多くは高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。

現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起こっており、建設従事者だけでなく、今後は多くの国民から、新たな被害者を生み出してしまうおそれがある現在進行中の公害です。

よって、本市議会は、全てのアスベスト被害者、そして遺族が生活できる救済、その実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの飛散を防止する対策を直ちに採択し、アスベスト問題の早期解決を求めるものであります。

どうか、議員諸氏のご賛同をお願いをし、趣旨説明を終わりたいと思います。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

アスベストに起因する健康被害の救済と対策というものは、必要であるということは認識もしておりますし、公明党としても取り組んでおります。

アスベスト健康被害救済制度は、既に法令化され、施行もされてある法律でございます。この法律、石綿による健康被害の救済に関する法律は、平成１８年２月に公布をされ、施行がされておりますし、平成２３年８月には、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律が施行されて、特別遺族弔慰金等の請求期限が１０年延長もされております。

このように、アスベスト被害の救済は大変重要な施策だとも考えておりますが、今回出された意見書案を拝見をいたしました。が、現行法律のどこをどのように改正していきたいのか、対策が具体的に見えませんでした。

よって、意見書として不十分と判断いたしまして、本意見書案には賛成をしかねます。

以上です。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（７番 田口 澄雄君）

すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書案について、賛成の立場から討論いたします。

このアスベスト被害者の実態は、今までは主に建設労働者でした。これは１，０００トンに近い石綿、これが輸入されて、主に建設現場で使われてきたものです。ですから、ほとんどのこの救済の対象者というのも、建設労働者に対する労災だとか、その遺族に対する被害の救済が中心でした。

ところが、阪神淡路の大震災のボランティアだとか、救援活動に入られた方々、こういった方の中から、今、新たながん等の発症が、今、起こりつつある問題なんです。

しかも、東日本の大震災等における、やはり同じような救援活動に当たられた方、あるいはその周辺の住民の方々に、今、その発がん性等の影響が今から出てくる問題なんです。

これは潜伏期間が１０年から５０年というふうに、非常に長いスタンスでの問題でありますので、やはりその間、法律をつくったからそれで終わりというのではなくて、国自身がやはり積極的にこれに取り組むと同時に、より以上に細かな法律の整備を進めていく、そういうことを求めて意見書を出しているわけです。

そういうことで、賛成討論を終わります。

○副議長（植本 種實君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第16号すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長(植本 種實君)

起立多数であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 意見書第17号

○副議長(植本 種實君)

次に、日程第27、意見書案第17号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。安田明美さん。

○議員(13番 安田 明美君)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書です。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰することによるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金などの支給に関する特別措置法」でも確認されているところでありますが、国の法的責任は今は明確になっております。

でも、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されておりますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当に上ります。

特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能な方も多く、生活に困窮を来しております。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。

次の2項目を添えまして、一つ、ウイルス性肝硬変・肝がんにかかわる医療費助成制度を創設すること、二つ目、身体障がい者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること、この2項目を添えて強く要望します。議員各位の賛同をお願いいたします。

○副議長（植本 種實君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第１７号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第１７号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（植本 種實君）

全員起立であります。よって、意見書案第１７号は原案のとおり可決されました。

日程第２８．意見書第１８号

○副議長（植本 種實君）

次に、日程第２８、意見書案第１８号教育無償化をすすめる奨学金制度の充実を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第18号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第18号教育無償化をすすめる奨学金制度の充実を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 意見書第19号

○副議長(植本 種實君)

次に、日程第29、意見書案第19号手話言語法制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第19号手話言語法制定を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第30. 会議録署名議員の指名

○副議長(植本 種實君)

これより日程第30、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、草場満彦君及び佐々木晴一君を指名いたします。

○副議長(植本 種實君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成26年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後1時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

副 議 長 植 本 種 實

議 員 草 場 満 彦

議 員 佐々木 晴 一